

出張報告書	幹 事 長 印	経 理 責 任 者 印

平成 29 年 8 月 21 日

幹事長
重光 俊則 殿

出張者氏名 重光 俊則 印
文野 慎治 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 東京 アットビジネスセンター 池袋駅前別館
2. 出張日時 平成 29 年 8 月 9 日（水）～8 月 10 日（木）
3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）
地方議会総合研究所研修会「真の議会改革を目指して in 東京」講座に出席
4. 旅費等（2 人）

[1] 研修会参加費（15,000×2 + 25,000×2）	<u>80,000 円</u>
[2] 旅費	<u>57,820 円</u>
JR 熊取 ～ 関西空港 往復（920 円×2=1840 円）	
Star Flyer 関西空港～羽田 往復（26,490 円×2=52,980 円） （往:11,490 円、復: 15,000 円）	
東京モノレール 羽田空港～浜松町往復（980 円×2=1960 円）	
JR 浜松町～池袋往復（520 円×2=1040 円）	
[3] 宿泊代（アパホテル池袋北口：8,000 円×2）	<u>16,000 円</u>
[4] 日当 3,000 円×2 人×2 日	<u>12,000 円</u>
[5] 振込手数料	<u>756 円</u>
総計 <u>166,576 円</u>	

5. 報告

議会議員研修会「真の議会改革を目指して in 東京」

8 月 9 日 14:00～17:00	住民自治を進める条件整備
8 月 10 日 10:00～12:30	住民自治を体現する地方議員の役割
8 月 10 日 14:00～17:00	議員の政策条例立案の新しい取組み

＜詳細は別紙＞

日時	平成 29 年 8 月 9 日 14:00～17:00
タイトル	住民自治を進める条件整備
講師/	山梨学院大学教授 江藤 俊明

☆地方議員、地方議会改革について

はじめに： 議会活動の条件整備を考える意味

①地方政治の負の連鎖を断ち切り、正の連鎖を目指す

<負の連鎖>

負の連鎖	<議 会> 解決が困難な課題に直面し、責任はますます重くなる。閉鎖的で、議論もなく追認機関化している従来の議会では対応できない	<住 民> 身近な課題を地方議会や首長にぶつける。従来の議会運営ではそれに応えられない。そもそも、議会運営は見えない。課題に応えられない議会ならば、その設置の意義が失われる。議員定数や報酬の削減要求に結び付く。
	新たな課題を追求するための時間と労力の負担増→それにもかかわらずコスト削減要求の高まり、尊敬されず→やりがいの欠如→立候補者の少なさ→議員の属性の偏り（高齢者、男性）→新たな課題の解決が困難となり、住民の不信を広げる	

<正の連鎖>

正の連鎖 (の可能性)	<議 会> 議決責任を自覚し、新たな課題の解決に果敢に挑戦するために、新たな議会を創り出す。そのための条件（議員定数・報酬等）を整備する必要を住民とともに議論する。	<住 民> 議会の見える化の推進、住民との意見交換など住民と歩む議会によって、住民の福祉向上のために活動する議会・議員を知る。問題はありながらも、議会が住民に寄り添おうということを実感する。
	新たな課題を追求する議決責任を自覚→それを行使するための時間と労力の負担増→それに対応するコストの維持・向上、尊敬とはいえないまでも不信の解消→やりがいの向上〔→立候補者の増大→議員の属性の偏りの解消→新たな課題の解決、住民の不信の解消〕	

1. 定数・報酬を考える七つの原則と三つの留意点

- ① 定数・報酬は答えのないテーマであり、それぞれの自治体、とりわけ機会がそのポリシーを示さなければならない。
- ② 定数・報酬と報酬は別の倫理で、報酬・定数の根拠を説明しなければならない。
- ③ 定数・報酬を考える場合、住民自治を充実させるための条件として議論しなければならない。議会改革が執行機関の行政改革を促進することを再認識すべき。
- ④ 現在の議員のためだけでなく、多くの人が将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える。

- ⑤ 議員数を削減する場合には、住民による支援が不可欠である。（議会事務局の充実や住民と議員が一体となって地域課題を調査するなど）
- ⑥ 定数・報酬は住民自治の問題なので、住民とともに考えなければならない。
- ⑦ 選挙の遅くとも1年前には周知できるよう準備を進めるべきである。

2. 定数・報酬を考える三つの留意点

- ① **議員の資質と能力**：住民は今日そもそも専門性を持っている（多様な職業や子育てなど）。議員と住民の違いは、情熱と選挙に当選するネットワークの有無である。従って、議員には、議決責任の自覚とコミュニケーション能力が必要になる。
- ② **議員の身分**：「非常勤の特別職である」という専門家がいるが、「公選職」という定義が必要と考える。
- ③ **セットとしての支援策**：新たな議会を担う議員を支援するのは報酬だけでなく、手当等、政務活動費、議会事務局・議会図書室の充実強化などとともに、総合的に考えないといけない。

3. 議員定数の根拠

従来は、住民何員に対して議員一人といった住民の代表制を中心に設計されていた。最近では、住民参加の充実により、住民代表制を担う主体やチャンネルは議会・議員だけでは無くなっている。講師は、住民代表制の発達は地方分権改革に伴って動き出した新しい議会（協働型議会）にはなじまないと考えている。新しい議会像から定数の基準を探ることが必要である。住民参加を豊富にし、それを踏まえて首長等と政策競争する。このためには期間として議会が作動する必要性がある。それには議員間討議が不可欠である。新しい議会に適合する手数は、討議できる人数を基本とし、その討議を充実させるために住民が議会運営にかかわる手法を想定すべきである。

4. 報酬の基準

- (1) 報酬の基準：原価方式、比較方式、成果重視方式がある。
- (2) 報酬の根拠：議員活動時間を調査した会津若松方式の試み
- (3) 議員の期末手当は、条例に基づいて支給できる（地方自治法203③）が、その他の手当手は支給できない。
- (4) 北海道芽室町の議会改革諮問会議は年棒制を導入した。

5. 住民自治を進化させる定数・報酬の議論が必要

- (5) 講師がかかわった自治体：白山市、滝沢市、総社市、真庭市、栗山町
- (6) 総社市は、定数を住民と考えるパネルディスカッションを開催
- (7) 定数・農集の議論を、住民自治を学び考え実践する機会とする。

6. 参考になる情報

- (8) 全国町村議会議長会政策審議会「議員報酬のあり方について」1978年
- (9) 会津若松市議会編「議会からの政策形成－議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル」ぎょうせい2010年

7. 議会事務局の重要性と拡充について
8. 厚生年金加入に関する考え方
 - (10)働いていた人が、議員になって厚生年金から排除されることを回避する。
 - (11)企業が、立候補休暇制度を導入する。

<まとめ>

- (1) これからの議員の役割として重要なのは、政策の審議決定より政策の立案である。
- (2) 政策形成における議員の役割を強化するために、議員力を高める必要がある。
- (3) 議員力・議会力を高めるために、下記の取り組みを検討する。
 - ① 執行機関を交えない、議員同士の討論機会の創出
 - ② 議会の会期日数の増大と定例会の月例化
 - ③ 住民との対話機会の増大
 - ④ 議会で予算研究会を常設
 - ⑤ 監査機能の強化
 - ⑥ 議員活動の執務室を設ける。
 - ⑦ まちづくり研究会、少子高齢化対策検討会、地産地消研究会などを設ける。

日時	8月10日 10:00～12:30
タイトル	住民自治を体現する地方議員の役割
講師	神奈川大学法学部教授 幸田 雅治

☆住民自治を体現する地方議員の役割

1. 首長は住民代表ではない？

- (1) 公職選挙法(被選挙権) ⇒ 第10条 知事は年齢満30年以上。市町村長は年齢満25年以上。
都道府県議員・市町村議員はその選挙権を有する者で満25歳以上
- (2) 地方自治法 ⇒ 第147条 地方公共団体の長は、当該団体を統括し、これを代表する。
第148条 地方公共団体の長は、当該団体の事務を管理し、執行する。
- 二元代表制** ・首長は行政府の長。議会も含む招集権有り。住民票が無くても良い。
・議員は住居要件有り。

2. 多様性を踏まえた住民代表性

- (1) 民主主義は簡単な仕組みでない。民主主義が機能するには多様化しなければならない。
⇒カウンター・デモクラシー

(2) 諸外国の議員としての活動と休暇制度・休職制度・復職等の制度

- ① フランス ・地方議員の選挙で、サラリーマンの立候補者は、選挙運動のため10日間の休暇を取得できる。
- ・地方議員のサラリーマンに対し、雇用主は、本会議や委員会等への出席を許可しなければならない。(その時間分の給与は無給にできる)
 - ・地方議員のサラリーマンに対し、雇用主は、議会への出席等の準備に必要な時間を3か月毎に一定範囲で与えなければならない。(給与は無給)
 - ・首長又は人口2万人以上の助役、県及び州の議長及び副議長に就任した場合、任期が切れるまでの間、雇用契約を一時的に休止する旨規定。再選されず、復職しようとする場合は、その意思を雇用主に通告すれば、従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できる。
 - ・公務員は、その身分を放棄することなく「派遣」又は「休職」の扱いを受け公選職に就任する間、一般公務員としての職務の遂行から離脱することができる。
- ② ドイツ ・州議会議員への立候補、就任受諾、及び議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益取り扱い及び解雇・免職の禁止、選挙準備のために2か月までの休暇を認める。
- ・官吏については、一時離職制度、有給休暇等の定めがある。
- ③ イタリア ・従属労働者(民間、公共)が市、県議員である場合、議会出席日には休暇取得(有給)する権利を有する。
- ・市長、県知事、市、県議長、参事会助役は、任期中休職する権利(無給)を有する。

3.市町村合併による住民代表性の変容

(1)合併により地域の市町村議員がいなくなった地域

①合併後に新自治体議会に一人の議員も輩出できなくなった(ことのある)地域。

➡ 全国で69自治体

②4つの分類

A 区域内に通す力がなく、立候補者もない ➡ 14地域

B 区域内に通す力はないが、立候補者はいる ➡ 11地域

C 区域内に通す力があり、立候補者もいる ➡ 14地域

D区域内に通す力があるのに、立候補者がいない ➡ 24地域

Aは、新自治体議会に議員を送り出せなくなることが分かっているながら何故合併したのか。

Dは、新自治体議会に議員を送り出せるのに何故候補者を立てないのか。

* このことについて分析することによって、地方議員の役割を浮かび上がらせることが可能ではないか。

(2)議員ゼロを住民はどう受け止めているか

①合併前と合併後の議員の影響力の違いが大きい。⇒住民の「あきらめ」を表している

②合併前と合併後の議員の役割の変化が影響。

⇒「きめ細かな住民ニーズに応える立場」から「旧町村全体を代表する地域代表へ」

③そもそも議員が住民から信頼されておらず、役割を期待されてもいなかったため、議員がゼロになろうが影響はない。

⇒住民の地方議員に対する信頼度は、全国的に低いことの反映。

(3)議員ゼロに対する住民の反応の評価

①地域として一体性の薄い地域が財政的理由で合併することは、地方自治の自殺行為となる。

②合併によって議員の役割が変化したので、議員の重要性も低下したと考えることは正しくない。

③信頼に値する議員を選出することが大事である。

4.住民自治組織の実効性は議会にかかっている

(1)先進例 ・上越市における地域協議会

・飯田市におけるまちづくり協議会

5.住民を味方につけた議会主導の政策立案

(1)第29次地方制度調査会答申

「行政計画を議決事件に追加しよう」

・都道府県の総合計画や市町村の基本構想を議決対象としている議会が多い。

・行政計画を議決事件として追加したら、次のステップとして、重要な行政計画に関しては、議会の審議の過程で、公聴会や参考人制度を活用するなどにより住民参加を議会の場で行うことも検討されて良い。

・議会が政策形成に関与するだけでなく、住民の合意形成を促進する役割を果たす。

・執行部が計画案を策定する過程における「政策検討の元資料」の提出を要求することによって、住民に開かれた行政を実現することにもつながる。

- (2)先進例
- ・藤枝市議会の議会改革
 - ・飯田市議会による行政評価
 - ・会津若松市議会における議員間討議

6.住民投票に関する基本的論点

(1)住民投票の種類

- ①法律を根拠とするもの ⇒地方自治特別法・合併協議会の設置
- ②法律に基づかないもの ⇒
- ・根拠：条例、要項など
 - ・発議者：住民(一定数の署名)、議会、長その他の執行機関
 - ・投票権者：選挙権を有する者に限る(未成年・在留外国人を対象とする場合もあり)
 - ・投票手続、投票運動：条例

(2)住民投票制度の背景と活用に関する見解

- 背景**
- ①中央集権的な行政システムの存在⇒地域住民の意向が施策に反映されない。
- ②地方議会が期待された機能を果たしていない。
- ③政策上の争点が選挙における候補者・政党の選択と結びつかなくなっている。

見解

積極導入論：現行の地方自治制度が代表(間接)民主制を採用しているのは、あくまでも直接民主制が技術的・物理的に困難であるため。⇒可能なら導入

慎重検討論：代表(間接)民主制が基本原則。有効に機能しない場合にのみ、補完的に用いるべき。

(3)住民投票制度が機能する条件

- ①長と議会の(法的及び政治的・道義的)責任の範囲が明確にされていること。
- ②長と議会双方の合意により住民投票の実施が決定されること。
- ③住民が投票にあたって十分かつ的確な情報を与えられること。
- ④住民が(長・議会が民意を汲んで)可能な限り政策的合意に到達することを目指して議論を行い、論点の整理が進んでいること。
- ⑤対象分野：抽象的でないこと。
- 総合政策でなく単一の政策課題であること。
- 地方公共団体として意思決定できる事務であること。
- 又は、国策であっても地域社会に関りがあるものであること。
- ⑥設問の形式：二者択一の形式で提示されること。(中立的な設問表現を避ける)
- ⑦区域：地方公共団体の全域で行うのが原則。(区域により利害が異なる事項、特定の地域のみに関与する事項は対象になじまない)
- ⑧成立要件、投票結果の法的評価の基準が明確にされていること。

(4)住民投票に適する事項

- ①当該地方公共団体の存立の基礎的条件に関する事項。(名称変更、合併分離、区域変更 等)
- ②特定の重大施策。(大規模公共施設の設置・廃止 等)
- ③特定の事業実施の軽費に係る住民の特別な負担。
- ④重要な案件について長と議会が対立している場合。
- ⑤地方公共団体の将来を長く決定する事項について、住民の意見が二分されている場合。

(5)住民投票に適さない事項

- ①重要であっても専ら一部・特定の住民・地域に関わる事項。
- ②「全体(広い地域の住民)の利害」と「部分(狭い地域の住民)の利害」とが衝突するもの。
- ③総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題。
- ④高度に専門技術的な問題。
- ⑤地域社会とかかわりのない事項。
- ⑥予算・決算・公務員の待遇・給与等、財務・人事・組織に関する事項。

7.住民投票における議会、議員の役割

(1)投票行動理論(ライカーとオードシュック)

$$R = P B - C + D$$

R = 有権者が投票することによって得る利益

P = 自分の投票参加が投票結果にもたらす影響についての主観的確率

B = 政策間の期待効用差

C = 投票コスト

D = 表出的・消費的効用

(2)住民投票に関して、議員はどう行動すべきか

- ①日本では住民が住民投票を求める理由は、議会の意思決定が民意を反映していないから。
スイスでは、国民の意思決定と議会の意思決定はほぼ一致している。住民からすれば住民投票の意義は、議会の意思決定とは違う結果を求めること。
- ②住民投票を実施するかどうか
 - ・議員自身が主導して住民投票を行う姿勢を持つ必要がある。
(議員からの発議で行う・住民からの要求を議会で十分審議して結論を出す)
- ③住民投票が実施されることになったら、議員は、
 - ・住民投票の論点を明確化し、討論を刺激し、参加を促す。
 - ・議会としての対案を示すことに努める。
 - ・住民に対して、十分な情報提供活動を行っていく。
- ④住民投票結果が出たら、議員は、
 - ・住民投票の結果が民意を反映したかどうかを十分に判断する。
 - ・住民投票の尊重義務と執行部の対応をしっかりとチェックする。

<まとめ>

1. 二元代表制のもとでの住民自治を体現するためには、さらなる議会の活性化を図る必要性を感じた。そのための、個々の議員力を高めていく必要性を認識した。
2. 議員の資質の向上のためには、多様な住民ニーズに対応し政策提言能力を高め、議員に立候補しやすい社会環境を作ることが重要である。諸外国の制度を参考にする必要がある。
3. 行政計画を議決事項に追加することにより、議論が深まり、議会力・議員力のアップに貢献する。
4. 住民投票制度について基礎的な学習ができた。さらに研鑽を深め、議員としての政策立案・提言能力の熟成と制度の活用を勉強していきたい。

日時	8月10日 14:00～17:00
タイトル	議員の政策条例立案の新しい取組み
講師	神奈川大学法学部教授 幸田 雅治

☆議員の政策条例立案の新しい取組み

1. 自治立法権の重要性

- (1) ・自治立法権としての条例制定は極めて重要である。
- ・自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても分権時代は到来しない。
 - ・近年、地域課題に的確に対応する独自条例の制定は必ずしも活発とは言えない。
 - ・地方議会における政策条例の制定が求められているが、議会事務局の事務体制は一般的に脆弱であり、政策条例制定が進まない原因ともなっている。



日本の地方分権を加速するためには、条例制定への積極的取組が必要不可欠である。
地方議会が住民に存在感を示すには、条例は重要なツールである。

(2) 地方分権時代における条例の意義と機能

条例の政策実現手段としての特質

- ①地方公共団体全体としての意思決定(⇒自治体の全機関を拘束)
- ②住民意思の現れとしての意思決定(⇒民主的正統性を持つ意思決定)
- ③法規範であり、公権力をもって住民等にその遵守を要求可能
- ④行政手続の公正・透明を確保しやすい
- ⑤予算、計画その他の政策実現手段の上位にある

政策実現手段として期待される機能

- ①住民本位の行政へ貢献(住民の利益、権利の擁護、住民意思の反映)
- ②先駆性・先導性(国の法令が躊躇する事項への対応)
- ③地域的な問題の地域的な解決
- ④地域の独自性の発揮(文化、景観、福祉、まちづくり等の分野における独自条例の制定)
- ⑤縦割り行政の総合化(横断的分野に関する総合条例、関係行政分野間の調整ルールや手続の規定(土地利用調整条例等))
- ⑥行政手続の明確化(要綱の条例化→法律による行政の原則の徹底)

(3) 条例制定における検討事項

政策目的性 ・ 立法事実 ・ 行政の範囲(保護法益) ・ 統治団体としての自覚
 ・ 条例制定権の拡大

法的妥当性 ・ 地方公共団体の事務 ・ 条例の効力・平等原則、比例原則、権利濫用の禁止
 ・ 条例制定権の限界(憲法と条例、法令と条例) ・ 根拠規範、組織規範
 ・ 都道府県条例と市町村条例 ・ 手続きへの配慮

法的実効性 ・ どのような行為形式を採用するか ・ 裁量の範囲・規制的手法と誘導的手法

(4) 「立法事実」とは

- ①条例の目的と手段を基礎づける社会的、経済的、政治的な事実
 ➔ 条例の必要性や正統性(合理性)を根拠づけるもの

(5)立法事実論

①立法は、立法を支える「一般的事実」による根拠づけが必要

- ・目的の妥当性を支える事実
- ・手段の合理性を支える事実
- ・広い意味での社会的状況や社会的規範意識に関わる事実

2.議員にとっての政策法務

(1)政策法務とは

①自治体法務のプロセス自体を政策化すること

②自治体法務を政策的に活用すること

従来の自治体法務



政策法務

- ・ 審査法務、基礎法務
- ・ 自主立法法務
- ・ 解釈運用法務(国の解釈に準拠)→
- ・ 自主解釈法務
- ・ 訴訟法務 →
- ・ 自主訴訟法務
- ・ 政策提言法務
- ・ 審査法務、基礎法務

(2)地方公共団体に関する法令の解釈・運用原則

①地方自治法第2条(地方分権一括法 H11年法律第87号)以下の規定が設けられた

11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなくてはならない。

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

例：復興用地の特例提案(2013.11.27 岩手県)

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律(2014.5.1施行)

- ・ 土地収用手続きの更なる迅速化 ➡ 復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与

3.議員提案に適する条例

(1)議員提案の政策条例

①三重県議会(平成10年以降) 議会関係の条例を除く

- ・ みえ歯と口腔の健康づくり条例
- ・ リサイクル製品利用促進条例
- ・ 食の安全・安心の確保に関する条例
- ・ 地域づくり推進条例
- ・ ものづくり条例
- ・ 地域産業振興条例
- ・ 子どもを虐待から守る条例
- ・ 森林づくり条例
- 他 5 条例

②宮城県議会(平成10年以降)

- ・ みやぎ食と農の県民条例
- ・ みやぎ海と魚の県民条例
- ・ 文化芸術振興条例
- ・ みやぎ観光創造県民条例
- ・ ふるさと宮城の水循環保全条例
- 他 11 条例

(2)議員提案に適する政策条例とは

①議会に関する条例

議会基本条例、政治倫理条例、議会の情報公開条例、議会の議決権を定める条例…

②各種基本条例

まちづくり基本条例、防災基本条例、公契約条例、ものづくり基本条例、中小企業基本条例、産業振興基本条例、文化芸術基本条例、スポーツ振興条例…

③住民の抱える課題を解決する条例

空き家対策条例、いじめ防止対策条例、子どもの権利条例、自転車の安全利用促進条例
暴走族規制条例、食の安全・安心条例、水源地域保全条例…

④条例の実効性を高める条例

既存条例の評価、検証を行い、改正条例を提案

4.踏み込んだ条例の提案

(1)期待される自治立法権についての実践的取組み

①法令と条例の関係についての、より踏み込んだ条例

- ・自治事務(非法定自治事務、法定自治事務)の条例制定範囲
- ・法定受託事務の条例制定範囲

②法的実効性が十分果たされる条例

- ・規制的手法と誘導的手法
- ・規制的手法の実効性

③政策の実効性を高める条例

- ・政策実現性の確保
- ・プロセスの重視

④住民の権利保障の観点からの条例 ⇒ 子どもの権利条例 等

- ・権利としての成立可能性(保護法益)
- ・自治体の権利保護義務

(2)政策の実効性を確保する重要要素

①政策目的の明確化

- ・目的、理念の明確化
- ・政策情報の的確な把握
- ・目的に合致した具体的内容(基準等)の明確化

②公平性の確保

- ・政策の合理性(専門的知見、客観性)
- ・フリーライダーへの対処(制裁措置等)

③プロセスの重視

- ・住民の意識変化(情報共有、相互理解)
- ・ソフトロー…手法として、段階的アプローチ、モデル事業なども効果的
- ・住民との応答性(プロセスと規制内容との応答性→権限の委譲)

④推進体制

- ・行政側の推進体制(事前・事後のチェック・評価・管理、被害の救済を含む)
- ・ステークホルダーの関与(事業者の自主的行動の促進等)

- * **参考条例**・京都府児童ポルノの規制等に関する条例
- ・京都府風俗案内所の規制に関する条例

5.自治体を義務付ける条例

(1)条例で規定すべき事項

必要的条例事項

①住民の権利を制限し、又は義務を課す事項(地自法14条②)

…各種許認可、届出、禁止事項、罰則…

②個別法令により条例に委任されている事項

…行政機関、付属機関、手数料、地方税、定数、勤務条件…

任意的条例事項

= 必要的条例事項ではないが、法規範として定立することが要請される事項

①行政の運営の基本的事項

…行政運営の基本、自治基本条例等

②行政に一定の施策の実施を義務付ける事項

…福祉政策、産業政策等

* 子どもの貧困対策推進モデル条例

6. 条例制定のプロセス

(1) 横浜市議会(中小企業振興基本条例の制定による自民党内の変化)

- 前例を覆す→議会も条例を作れる
- 政策実現の新たな手段→条例で政策を動かす
- 横展開の可能性→他分野でも常例制定をめざす

➔ **条例制定を軸にすえたマニフェスト制定**

(2) 横浜市会における議員提案条例のプロセス

- P T の結成⇒目的の確認⇒類似条例の比較検討⇒横浜オリジナルの検討⇒法・条例との整合性⇒条文化
- 所管局との調整⇒市民意見の収集⇒他会派への説明⇒本会議へ上程・質疑⇒委員会付託・質疑⇒採択

7. 条例レビュー

(1) 条例の見直し 神奈川県

- ① 県の条例のうち、
- ・ 県民の権利を制限し、又は義務を課す規定、
 - ・ 特定の県民に直接に利益を付与する規定、
 - ・ 県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

のいずれかの規定を含む条例で特に必要があると認めるものについては、条例の見直しを定期的に行うことを義務付ける「見直し規定」を条例に設け、一定期間ごとに

必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性 の5つの視点から見直すこととし、その結果を公表している。

8. 都道府県条例と市町村条例の関係

(1) 都道府県と市町村の関係

① 基本的な関係

- 対等(自治法2③ほか)
- 都道府県は市町村を包括(自治法2⑤、5②、10①ほか)

都道府県 = 広域的な団体

市町村 = 基礎的な団体

②事務配分

○都道府県の事務は限定的→広域事務、連絡調整事務、補完事務

○市町村優先(自治法2③⑤⑥)→国と地方公共団体の事務配分上、地方公共団体の処理すべき事務とされたものを「都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に」処理

(2) 都道府県条例と市町村条例の役割分担

①広域事務の観点

○広域事務は、本来的な都道府県の事務であるので、都道府県内において、一貫して処理すべき場合には、都道府県条例によって対応することが適当である。

例：都道府県が監督権限を有する産業廃棄物の処理業者や施設管理者を規制する条例

②補完事務の観点

○本来的には市町村その事務であるが、市町村の機微、能力の点から都道府県が補完的に行っている事務に関する条例

→この場合は、市町村が条例を制定した場合は、都道府県条例はその適用が除外される。

(3) 都道府県条例と市町村条例間の調整

①並立しても支障がない場合

例：男女共同参画条例 企業立地促進条例

②「規制条例」における立法的解決

○都道府県条例に適用除外規定をおく方法

- ・適用除外規定において条件を付する方法
- ・特定の市町村のみ適用除外とする方法
- ・無条件で適用除外を認める方法
- ・適用除外の方法(許可・協議)を定める方法→対等であることを踏まえると適当でない

<まとめ>

1. 議員の政策条例立案の取組みは、制度・権利として法律的に完備されているが、それを実行・実現させるためには、多くの課題があると考え。

(1) 議会力・議員力を高める→議員個々の資質の向上、チーム議会としての一体感の共有

(2) 議会事務局体制の強化→議会のシンクタンクとしての機能充実(議会図書室の整備含む)

(3) 議会情報の発信→①定例会・常任委員会・特別委員会等のライブ・録画配信

②「議会だより」のカラー化と紙面の改革(読んでもらうために)

(4) 行政側の政策決定の元となる「行政情報」を全て議会にオープンし共有する

2. 議会提案で「議会基本条例」「政治倫理条例」の経験があるが、本セミナーでご教示を受けた全国の議員提案の条例を参考にし、「住民の抱える課題を解決する条例」等の必要性を、日々の議員活動の中から見つけ出し、政策条例立案にチャレンジしたい。



シゲミツ トシロ様

ご搭乗手続きは不要です。
直接保安検査場にお進みください。
No need to check-in.
Please proceed directly to security check.

SKiP

8/9 SFJ 22便 座席 SEAT 19C 通路側 AISLE

大阪/関西

OSAKA/KANSAI

11:00 発

予約番号 RSV.NO 3108



東京/羽田

TOKYO/HANEDA

12:20着

スターフライヤー-関西線羽田第2ターミナル発着です

確認番号 CONFIRMATION NO 880 048 259
それ旅 4 5
運賃額 FARE(TAX INCL.) ¥11,490 DAF: 14JUN 17
有効期限 INVALID AFTER 2017/08/09

eチケット
お客様控

e-TICKET
ITINERARY RECEIPT

STARFLYER

保安検査場は出発の 15 分前 までにお進み下さい。
Please pass through the security checkpoint
in up to 15 minutes before departure.

かき付け
(LSN: 85745) 17/07/17 13:54
PNR: F1L1K OR: M6RNSV
1010165159440010



ブノ シンジ様

ご搭乗手続きは不要です。
直接保安検査場にお進みください。
No need to check-in.
Please proceed directly to security check.

SKiP

8/9 SFJ 22便 座席 SEAT 20C 通路側 AISLE

大阪/関西

OSAKA/KANSAI

11:00 発

予約番号 RSV.NO 3108



東京/羽田

TOKYO/HANEDA

12:20着

スターフライヤー-関西線羽田第2ターミナル発着です

確認番号 CONFIRMATION NO 880 048 259
それ旅 4 5
運賃額 FARE(TAX INCL.) ¥11,490 DAF: 14JUN 17
有効期限 INVALID AFTER 2017/08/09

eチケット
お客様控

e-TICKET
ITINERARY RECEIPT

STARFLYER

保安検査場は出発の 15 分前 までにお進み下さい。
Please pass through the security checkpoint
in up to 15 minutes before departure.

かき付け
(LSN: 85745) 17/07/17 13:54
PNR: F1L1K OR: 66RKH Y



シゲミツ トシロ様

ご搭乗手続きは不要です。
直接保安検査場にお進みください。
No need to check-in.
Please proceed directly to security check.

SKiP

8/10 ANA 97便 座席 SEAT 19H 通路側 AISLE

東京/羽田

TOKYO/HANEDA

20:35 発

予約番号 RSV.NO 727



大阪/関西

OSAKA/KANSAI

21:50着

確認番号 CONFIRMATION NO 817 811 063
旅割 2 8 G
運賃額 FARE(TAX INCL.) ¥15,090 DAF: 14JUN 17
有効期限 INVALID AFTER 2017/08/10

eチケット
お客様控

e-TICKET
ITINERARY RECEIPT

ANA

STAR ALLIANCE MEMBER

保安検査場は出発の 15 分前 までにお進み下さい。
Please pass through the security checkpoint
in up to 15 minutes before departure.

かき付け
(LSN: 85745) 17/07/17 13:53
PNR: 8NEF4 OR: S6S2JK
1010165161006013



ブノ シンジ様

ご搭乗手続きは不要です。
直接保安検査場にお進みください。
No need to check-in.
Please proceed directly to security check.

SKiP

8/10 ANA 97便 座席 SEAT 20H 通路側 AISLE

東京/羽田

TOKYO/HANEDA

20:35 発

予約番号 RSV.NO 727



大阪/関西

OSAKA/KANSAI

21:50着

確認番号 CONFIRMATION NO 817 811 063

eチケット
お客様控

e-TICKET
ITINERARY RECEIPT

ANA

STAR ALLIANCE MEMBER

保安検査場は出発の 15 分前 までにお進み下さい。
Please pass through the security checkpoint
in up to 15 minutes before departure.

かき付け

領収証

No.

平成 29 年 8 月 9 日

重光 俊則 様

金額

¥15,000

内
消費税等

現金

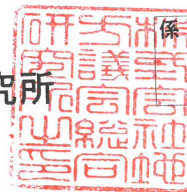
但 8月9日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

〒152-0032

収入印紙

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



領収証

No.

平成 29 年 8 月 9 日

文野 慎治 様

金額

¥15,000

内
消費税等

現金

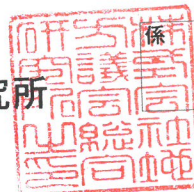
但 8月9日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

〒152-0032

収入印紙

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



領収証

No.

重光 俊則 様

平成29年8月10日

金額 **¥25,000**

内	
消費税等	
現金	

但 8月10日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

領収証

No.

文野 慎治 様

平成29年8月10日

金額 **¥25,000**

内	
消費税等	
現金	

但 8月10日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

2017/08/09

領収証

領収証名 重光俊則 様

領収金額 **¥8,000-**
(内消費税 ¥593-)

但し、ご宿泊代金として上記金額を
クレジットカードで領収しました。

APA HOTELS&RESORTS
アパホテル<池袋駅北口>

〒171-0014
東京都豊島区池袋2-48-7
TEL:(03)5911-8111
FAX:(03)5911-8112

担当者



170809000178749




APA HOTELS&RESORTS

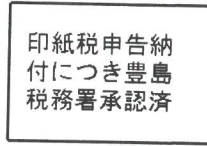
領 収 書

お部屋番号 910

お名前 文野慎治 様
日付 2017/08/09

金額 **¥9,100**
クレジットカードにて領収いたしました。

アパホテル <池袋駅北口>
〒171-0014 東京都豊島区池袋2-48-7
TEL 03-5911-8111



アパホテル株式会社
作成地
東京都豊島区池袋2-48-7

取引番号:003002C080996355

Handwritten notes: "内1100" and "12 朝倉氏"

第1経路 

所要時間: **16分** 金額: **460円** 乗換: **0回** JR営業キロ: **13.0km**

10:02  熊取

[16分] 関空快速(関西空港行)

10:18  関西空港






乗車券
460円

羽田空港→池袋

2017/08/09(水) 11:06 出発

11:10発 → 12:07着 総額 **750円** (切符利用)

所要時間 **57分** 乗車時間 **49分** 乗換 **1回** 距離 **32.4km**

経路	乗車位置	運賃	指定席/料金	距離
 羽田空港第1ビル	1番線発			
11:10-11:29 19分  東京モノレール区間快速 (浜松町行)	3号車	490円		17.0km
(8分)  浜松町	2番線発			
11:37-12:07 30分  山手線東京方面行	前~後	260円		15.4km
 池袋	6番線着			

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・貯金払戻請求書に記載された口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 **024**年**07**月**13**日

起算日 指定日 取組日

お振込方法 電信 文書

お振込先	▼金融機関名（漢字・左づめ）先頭から7文字分ご記入ください。		農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名（漢字・左づめ）先頭から9文字分ご記入ください。	
	みずほ銀行			麹町	
お受取人	貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	金額	手数料
	0		1314699	50,000 円	756 円
フリガナ	カチホウキ カイソウゴクケンキュウシヨ				手数料徴収区分
おなまえ	株式会社 地方議会総合研究所 様へ				1. 即納 2. 後納 9. 不要
ご依頼人	フリガナ	シゲミツトシノリフンノシシ		日中のご連絡先	0724529023
おなまえ	車光俊則・文野慎治 様から		お電話	〒590-0495 大阪府東淀川区野田1-1-1	

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込受付書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



取扱店